

航空法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 整備又は改造の確認を受けない航空機を航空の用に供することの許可
- ② 手続根拠 : 航空法第 19 条第 2 項
- ③ 手続対象者 : 航空機の利用者等
- ④ 提出時期 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑤ 提出方法 : 航空法施行規則第 16 条の 14 により申請書を作成し、添付書類とともに、国土交通省の以下のいずれかの部署に提出してください。

本邦外での飛行の許可を必要とする場合 :

国土交通省航空局安全部航空機安全課

上記以外で離陸地点が静岡県、長野県、新潟県以東の場合 :

東京航空局保安部航空機検査官室

上記以外で離陸地点が愛知県、岐阜県、富山県以西の場合 :

大阪航空局保安部航空機検査官室

(注) なお、外国への飛行の場合は飛行経路上のすべての国の許可が必要です。

- ⑥ 手数料 : 不要
- ⑦ 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

① 提出先 :

国土交通省航空局安全部航空機安全課 03-5253-8111 (内線 50203)

東京航空局保安部航空機検査官室 03-5275-9325 (内線 7584, 7585)

大阪航空局保安部航空機検査官室 06-6949-6235 (内線 5263, 5264)

② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口 : 上記提出先と同

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 通達「試験飛行等の許可について」(平成 13 年国空機第 369 号)
- ② 標準処理期間 : 1 ヶ月
- ③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)